特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	軽自動車税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、税申告書、申請等により車両の登録、異動又は廃車の管理を行い、賦課期日現在において車両を所有している者に軽自動車税を賦課する。また、申請に基づき各種証明書の発行を行う。 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①車両の登録、異動又は廃車の管理 ②軽自動車税の賦課決定、更正等 ③課税情報の照会 ④納税通知書の発行 ⑤各種証明書の発行 ⑥減免申請書の受領、減免の承認
③システムの名称	軽自動車税システム,宛名管理システム,中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
軽自動車税課税情報ファイル、	宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表項番24, 第9条第2項, 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯 金口座の登録等に関する法律
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表項番48 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条 第7項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正∙利用停止請求
請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	東海村総務部税務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		ā]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	nに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書] ては、それぞれ	,重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託		1]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情幸	般提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 [〇]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠						

9. 監	查						
実施の)有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査	
10. 彼	É業者に対する教育・	啓発					
従業者	们に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最	も優先度が高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優る対策	先度が高いと考えられ	<選択版 1) [2) [3) 材 4) ¹ 5) 7 6) † 7) † 8) ‡	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 青報提供ネットワーク	れるリスク 事務に使用等の かっこう かっこう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゃ といい 滅失・望い がぶんしょう いい 滅失・望い かい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい	への対策 要のない情報 用されるリスク リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的対 通じて不正な	との紐付けが行われるリスクへの対策 フへの対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除 の入手が行われるリスクへの対策 :提供が行われるリスクへの対策]
当該対	†策は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	ようアク・ 所有者に	セス制限を行っており	かつ, 定	期的にアクセ	ができる端末,職員,参照範囲が必要最小順スログの確認を行っている。また,アクセスログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼び	権限の

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日		総務部税務課長 岡部 聡	総務部税務課長 大内 克彦	事後	
平成29年4月1日	1. 对家人釵	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	②事務の概要	地方税法に基づき,税申告書,申請等により車 両の登録,異動又は廃車の管理を行い,賦課	地方税法に基づき、税申告書、申請等により車 両の登録、異動又は廃車の管理を行い、賦課	事後	
平成30年4月1日	①部署	総務部税務課	企画総務部税務課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	総務部税務課長 大内 克彦	企画総務部税務課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	連絡先	東海村総務部税務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部税務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策		様式変更に伴い新規作成	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二項番27	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番27	事後	
令和4年2月15日	〒 きい値判断項目	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	T思速性報	企画総務部税務課	総務部税務課	事後	
令和5年2月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	企画総務部税務課長	総務部税務課長	事後	
令和5年2月6日	I 関連部署	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	8. 特定個人情報ファイルの	東海村企画総務部税務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部税務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番16,平成26 年内閣府·総務省令第5号 第16条	番号法第9条第1項別表項番24, 第9条第2項, 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番27 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第20条 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない。)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表項番48 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律施 行規則第2条第7項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報 提供は行わない。)	事後	
令和7年3月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		[〇]人手を介在させる作業はない	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末,職員,参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており,かつ,定期的にアクセスログの確認を行っている。また,アクセス権限の所有者には,事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており,対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日	事前	基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月19日			東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	